

1 地方財源の確保と地方創生の推進について

【内閣府、総務省】

《提案・要望事項》

- 1 地方が安定的に財政運営を行えるよう、次の事項に取り組むこと。（総務省）
 - (1) 一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、平成30年度までは平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしていることを踏まえて、必要額を着実に確保すること。
特に、まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続するとともに、人口減少・少子高齢化への対応、防災・減災対策などの事業費を確保すること。
また、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう地方交付税総額の確保を図ること。
 - (2) 財源不足の解消は、引き続き地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、特例的な措置である臨時財政対策債は廃止すること。また、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。
- 2 地方創生の取組を着実に推進するため、地方の主体性を尊重し、次の事項に取り組むこと。（内閣府、総務省）
 - (1) 平成28年度に創設された地方創生推進交付金について、地方公共団体が自由な発想のもと、地域の実情に応じた取組が行えるよう、手続きの簡素化を図るなど、地方が使いやすい制度にするとともに、来年度以降も確実に措置すること。
 - (2) 平成28年度第二次補正予算で創設された地方創生拠点整備交付金について、複数年度にわたる事業実施を可能とするため、同様の取組を継続すること。
 - (3) 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域において、連携協約を締結して定住の受け皿づくりに取り組む市町村に対する財政措置を創設すること。

【現況、課題等】

- 1 厳しい地方財政の状況の中、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を実施するためには一般財源総額の確保が必要である。
- 2 財源不足を補うための臨時財政対策債の発行は依然として続いており、地方債残高に占める割合が高い水準で推移している上、総務省が示した平成29年度地方財政収支の仮試算では、臨時財政対策債は4兆7,000億円と前年度と比べ24.5%増となっている。
- 3 地方創生推進交付金については、国が先駆性や評価指標を審査するほか、ハード事業が総事業費の半分以下に制限されている。
- 4 地方版総合戦略に基づく地域拠点づくりなどの施設整備については、事業年度が複数年度に及ぶこともあることから、これに対する財政措置も継続的に講じる必要がある。
- 5 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域に対する財政措置がない。

平成29年度地方財政収支の仮試算（総務省）

一般財源総額：62兆1,000万円（平成28年度地方財政計画61兆6,792億円に比べ0.7%増）
まち・ひと・しごと創生事業費：1兆円（平成28年度地方財政計画と同額）

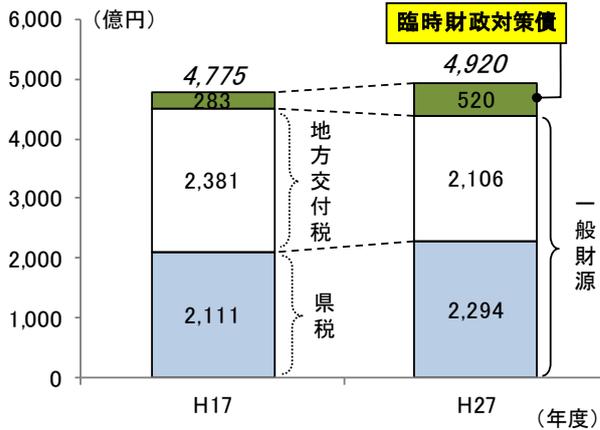
特別交付税による包括的財政措置

連携中枢都市圏：連携中枢都市（20万人以上）1.2億円程度、連携市町村1,500万円
定住自立圏：中心市（原則5万人以上）8,500万円程度、近隣市町村1,500万円

【長野県の実績】

○一般財源等の推移

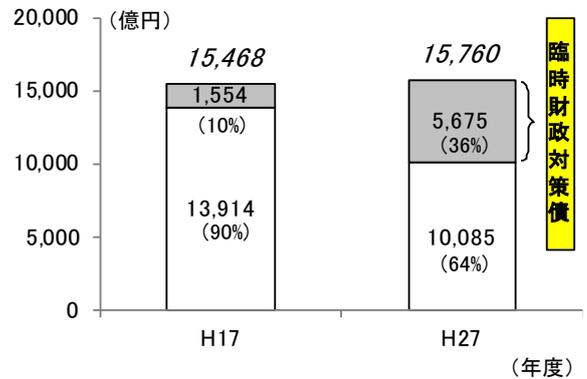
必要な一般財源は恒常的に不足。



※いずれも決算額、H27 県税は税源移譲分を除き、地方交付金特別譲与税を含む。

○県債残高の推移

臨時財政対策債の残高は大きな割合を占める。

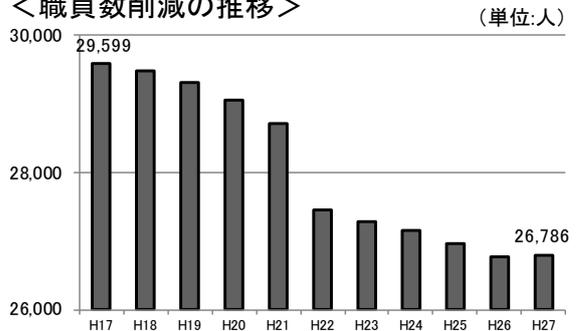


○職員数の削減

財政状況悪化の中、職員数の削減等の行財政改革を断行。現在も、持続可能な行財政基盤の確立に向け、更なる改革に取り組んでいる。

・長野県（行政・公営企業・教員・警察）
（H17～H27）▲2,813人（▲9.5%）

<職員数削減の推移>



○広域連携の状況

- ・ 1 圏域で連携中枢都市圏、6 圏域で定住自立圏を形成
- ・ 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない大北地域 5 市町村では、連携協約の締結により「北アルプス連携自立圏」を形成し、H28 年度から連携の取組を始めている。
- ・ 国の制度が適用されない大北・木曾地域での自治体間の連携を進めるため、県独自に支援（広域連携の推進を担当する職員を県現地機関等に配置、連携の取組に対し交付金を交付）

<県内の連携中枢都市圏・定住自立圏等の形成状況>

※ (連)は連携中枢都市圏、(定)は定住自立圏を指す。

